

平成22年1月8日

(照会先)

記録問題対策部

記録問題対策グループ長

山田 勝土

樫本 一憲

(電話直通 03-6892-0743)

経営企画部広報室

(電話直通 03-5344-1110)

報道関係者 各位

「年金記録問題への取組状況」の取りまとめについて

～平成22年1月8日現在(速報値)～

これまで旧社会保険庁が行ってきた「ねんきん特別便」等の年金記録問題への取組状況の取りまとめ・公表について、本年1月より、日本年金機構において実施することになりました。

今般、本年1月8日現在の数値を別添のとおり取りまとめましたので、公表します。

年金記録問題への取組状況について(平成22年1月8日現在、速報値)

項目	細項目	直近数値	集計時点	前回比・前回数値	前回集計時点	備考	
1 ねんきん特別便 (21年3月までに受け付けた「訂正あり」回答のうち「調査中」件数) (21年4月以降に受け付けた「訂正あり」回答のうち「調査中」件数) (未回答)	地方庁分	16万件	21年12月18日 (累計)	-2万件	21年12月11日		
	業務センター分(※2)	48万件		-11万件			
	地方庁分	26万件		-1万件			
	業務センター分(※2)	15万件		-1万件			
	受給者分	512万件		0万件			回答は3,171万件
	加入者分	2,100万件		0万件			回答は4,847万件
2 5000万件の未統合記録	18年6月以降の統合数(全体)	1,354万件	21年12月18日 (累計)	+7万件	21年12月11日	未統合記録数(5,095万件と統合数の差)は、3,741万件	
	厚年/国年	1,088件/266万件		+5万件/+2万件			
	男/女	617万件/737万件		+3万件/+4万件			
	60歳以上/未満(18年6月時点の年齢)	346万件/978万件		+2万件/+5万件			
3 再裁定申出の業務センター(※3)への進達	平均処理期間	0.5か月	21年12月18日	0.0か月	21年12月11日		
	進達に至っていない申出件数	2.5万件		-0.1万件			
4 再裁定	平均処理期間	2.3か月	21年11月末 (12月15日支払分)	-0.2か月	21年10月末	再裁定及び時効特例給付の処理を経て、年金の支払いを行うのは毎月15日に固定されており、平均処理期間は月単位でのみ変化するため、月次集計とする。	
	未処理件数	12.8万件		-4.6万件			
5 時効特例給付	平均処理期間	2.7か月	21年10月末 (11月13日支払分)	0.0か月	21年9月末		
	未処理件数	27.8万件		+0.7万件			
6 記録訂正による年金額(年額)の増額(※4)	件数	13.3千件	21年12月第2週分	12.3千件	21年11月第4週分 (=12月第1週分)	(20年5月以降の累計) 91万件 500億円	
	年金額増額の総額(概算値)	5.9億円		6.2億円			
7 コールセンター	応答率	94.6%	21年12月第3週分	94.5%	21年12月第2週分		
	応答呼数/総呼数	5.0万件/5.3万件		5.6万件/5.9万件			
8 社会保険事務所(※3)の窓口相談	相談窓口の待ち時間(13時時点)が1時間を超える社会保険事務所数(全国312事務所)	14日(月):2事務所 15日(火):2事務所 16日(水):1事務所 17日(木):0事務所 18日(金):2事務所	21年12月第3週分	7日(月):0事務所 8日(火):0事務所 9日(水):1事務所 10日(木):2事務所 11日(金):1事務所	21年12月第2週分		
9 標準報酬等の遡及訂正事案	社会保険事務所段階における記録回復事案数	690件	21年12月18日 (累計)	+22件	21年12月11日		
	うち2万件的戸別訪問対象事案数	521件		+2件			

(※1) 速報値のため、今後修正があり得る。

(※2) 共済照会分を除く。

(※3) 22年1月以降、業務センターは日本年金機構本部、社会保険事務所は年金事務所となった。

(※4) 年金記録を訂正する場合に、受給者に交付する年金見込額の試算結果による。年金額(年額)増額は、過去に遡及して一時金として支給する額ではない。

1件当たりの年金額(年額)増額は平均5.5万円、65歳の平均余命(平成20年簡易生命表)は男:18.6年、女:23.6年。